

○財務省告示第八十八号

関税法（昭和二十九年法律第六十一号）第二百二条の規定を実施するため、輸出統計品目表及び輸入統計品目表を定める等の件（昭和六十二年六月大蔵省告示第九十四号）の一部を次のように改正し、令和六年四月一日以後統計に計上される貨物について適用する。

令和六年三月三十日

財務大臣 鈴木 俊一

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

出 後				出 症			
輸出統計品目表				輸出統計品目表			
[略]				[同左]			
統計番号	品 名	単 位		統計番号	品 名	単 位	
		I	II			I	II
[略]				[同左]			
輸入統計品目表				輸入統計品目表			
[略]				[同左]			
統計番号	品 名	単 位		統計番号	品 名	単 位	
		I	II			I	II
[略]				[同左]			
12.01	[略]			12.01	[同左]		
12.10				12.10			
12.11				12.11			
1211.20	主として香料用、医療用、殺虫用、殺菌用その他これらに類する用途に供する植物及びその部分（種及び果実を含み、生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し又は乾燥したものに限るものとし、切り、砕き又は粉状にしたものであるかないかを問わない。）			1211.20	主として香料用、医療用、殺虫用、殺菌用その他これらに類する用途に供する植物及びその部分（種及び果実を含み、生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し又は乾燥したものに限るものとし、切り、砕き又は粉状にしたものであるかないかを問わない。）		
1211.60				1211.60			
1211.90				1211.90			
120	---	甘草	KG	120	---	甘草	KG
190	---	その他のもの	KG	190	---	その他のもの	KG
	---	その他のもの			---	その他のもの	

	<p>――除虫菊</p> <p>710 ―――生鮮のもの及び乾燥したもの</p> <p>790 ―――その他のもの</p> <p>600 ――大麻草</p> <p><u>500</u> <u>ニールイボス</u></p> <p>――その他のもの</p> <p>―――茎、樹皮及び根並びにこの類の備考1の物品（乾燥したものに 限るものとし、粉状にしたものを除く。）</p> <p>931 ―――この類の備考1の物品</p> <p>939 ―――その他のもの</p> <p>―――その他のもの</p> <p>991 ―――びやくだん</p> <p>992 ―――はとむぎ</p> <p>999 ―――その他のもの</p>	<p>KG</p> <p>KG</p> <p>KG</p> <p><u>KG</u></p> <p>KG</p> <p>KG</p> <p>KG</p> <p>KG</p> <p>KG</p>		<p>――除虫菊</p> <p>710 ―――生鮮のもの及び乾燥したもの</p> <p>790 ―――その他のもの</p> <p>600 ――大麻草</p> <p>[新規]</p> <p>――その他のもの</p> <p>―――茎、樹皮及び根並びにこの類の備考1の物品（乾燥したものに 限るものとし、粉状にしたものを除く。）</p> <p>931 ―――この類の備考1の物品</p> <p>939 ―――その他のもの</p> <p>―――その他のもの</p> <p>991 ―――びやくだん</p> <p>992 ―――はとむぎ</p> <p>999 ―――その他のもの</p>	<p>KG</p> <p>KG</p> <p>KG</p> <p>KG</p> <p>KG</p> <p>KG</p> <p>KG</p>
12.12			12.12		
}	[略]		}	[同左]	
12.14			12.14		
	[略]			[同左]	
39.01	[略]		39.01	[同左]	
}	[略]		}	[同左]	
39.14	第2節 くず、半製品及び製品		39.14	第2節 くず、半製品及び製品	
39.15			39.15		
}	[略]		}	[同左]	
39.25			39.25		
39.26	その他のプラスチック製品及び第39.01項から第39.14項まで の材料（プラスチックを除く。）から成る製品		39.26	その他のプラスチック製品及び第39.01項から第39.14項まで の材料（プラスチックを除く。）から成る製品	
3926.10	[略]		3926.10	[同左]	
<u>3926.20</u>	<u>―衣類及び衣類附属品（手袋、ミトン及びミットを含む。）</u>		<u>3926.20</u>	<u>―衣類及び衣類附属品（手袋、ミトン及びミットを含む。）</u>	
	<u>――手袋（厚さが0.2ミリメートル未満のものに限る。）</u>		011	<u>――手袋（塩化ビニルの重合体製のもので、厚さが0.2ミリメートル 未満のものに限る。）</u>	
<u>011</u>	<u>―――塩化ビニルの重合体製のもの</u>	<u>PR</u> <u>KG</u>			<u>PR</u> <u>KG</u>

